

## 議案第29号

### 養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

養父市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月2日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市印鑑条例の一部を改正する条例

養父市印鑑条例（平成16年養父市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)」を「利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証事務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月11日から適用する。

議案第29号 養父市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等）</p> <p>第15条 前条第1項の規定にかかわらず、登録者は<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>を使用し、多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請等）</p> <p>第15条 前条第1項の規定にかかわらず、登録者は<u>利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証事務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を使用し、多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）その他必要事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 （略）</p>